

### 3. 都市高速道路の整備

都市高速道路は、構造上一般道路と分離された自動車専用道路で、都心、副都心を含む中心市街地における大量の自動車交通需要に対して、一般の幹線道路網を補完するものです。首都高速道路は、その代表例で、都市内の交通の円滑化を図り、中心市街地における都市活動を支援しています。

東京の都市高速道路は、昭和34年から整備が進められ、平成25年4月1日現在、都市計画決定されている19路線3分岐線(延長約226km)のうち、延長約196kmが、既に完成して供用されています。

豊島区内で行われていた3路線についての事業の概要については次のとおりです。

#### (1) 5号線

5号線は、板橋区新河岸三丁目を起点とし、千代田区一ツ橋を終点とする都市高速道路で、昭和34年8月18日付けで都市計画決定され(建設省告示第1533号)、延長は18.5kmです。

区内の部分は、昭和36年度からの第一期と、昭和43年度からの第二期とに分けて着工されており、第一期にあたる護国寺～池袋四丁目は昭和44年12月19日に、第二期にあたる池袋四丁目～板橋区高島平は昭和52年8月19日に、それぞれ供用開始されています。また、この間に、昭和41年1月には東池袋ランプの追加のために、昭和43年9月には高松ランプの追加のために、都市計画変更されています。現在、中央環状新宿線接線に伴う高松出口の撤去が完了し、環状6号線の整備を行っています。

#### (2) 王子線

王子線は、板橋区板橋二丁目を起点とし、足立区江北二丁目を終点とする、延長が約6.2km(区内約0.1km)の都市高速道路で、昭和61年3月17日付けで都市計画決定され、事業を進めていましたが、平成14年12月9日に首都高速板橋足立線として区域決定し、平成14年12月25日に首都高速中央環状王子線として開通しました。

連絡施設部分(王子南出入口)は、平成27年3月29日に開通しました。

##### ① 本線事業概要

ア. 事業承認 昭和61年11月4日(建設省告示第1749号)

イ. 延長：約6.2km ウ. 幅員：18.4m エ. 車線数：往復4車線 オ. 設計速度：60km/h

カ. 事業期間 昭和61年11月4日～平成28年3月31日

##### キ. 経緯

昭和59年6月18日 都市計画案・環境影響評価書案の公告・縦覧

昭和60年11月1日 東京都環境影響評価審議会答申

昭和61年3月17日 都市計画決定(東京都告示第271号)

昭和61年7月9日 都道路線認定(東京都告示第704号)、  
自動車専用道路の指定(東京都告示第705号)

昭和61年11月4日 都市計画事業承認

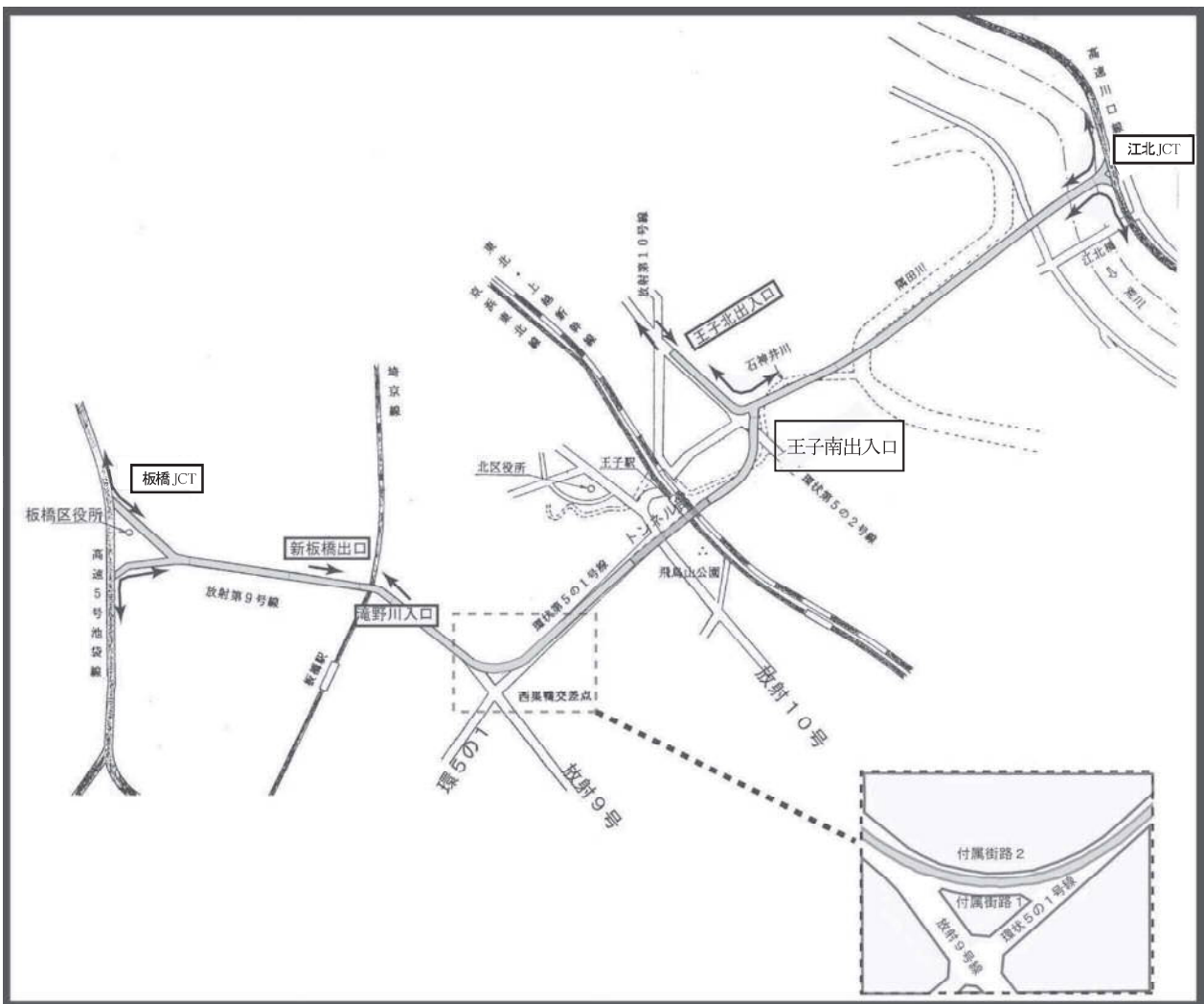
|            |   |
|------------|---|
| 昭和61年12月1日 | 事業説明会(～18日)                                 |
| 昭和62年5月～9月 | 平面測量の実施                                     |
| 昭和62年5月29日 | 用地補償説明会                                     |
| 昭和62年8月12日 | 関連道路及び附属街路について建築基準法第42条第1項第4号の指定(豊島区告示第80号) |

② 関連道路及び附属街路

関連道路として、放射9号線(豊島区西巣鴨三丁目～板橋区板橋四丁目)と環状5の1号線(豊島区西巣鴨四丁目～北区滝野川二丁目)があり、いずれも昭和21年3月26日付けで当初の都市計画決定がなされています(戦災復興院告示第3号)。王子線本線の都市計画決定後は、その事業計画の変更に沿って関連道路も変更決定されています。

附属街路としては、首都高速道路王子線附属街路第1号(北区滝野川五丁目～北区滝野三丁目)があり、関連道路と同様、王子線本線の事業計画変更に沿って変更決定されています。

図表 2-2-34 首都高速道路王子線路線概要図



(3) 中央環状新宿線

中央環状新宿線は、目黒区青葉台四丁目を起点とし、板橋区熊野町を終点とする、延長 10.4km の都市高速道路です。西武池袋線以南の目黒区青葉台四丁目から豊島区南長崎一丁目までの約 8.7km については、平成 2 年 8 月 13 日付けで都市計画決定されており(東京都告示第 934 号)、西武池袋線以北の豊島区南長崎一丁目から板橋区中丸町までの約 1.7km については、平成 5 年 2 月 1 日付けで都市計画決定されています(東京都告示第 103 号)。

事業の概要と経緯は以下のとおりです。なお、高速 5 号池袋線(熊野町 JCT)～高速 4 号新宿線(西新宿 JCT)の区間については平成 19 年 12 月 22 日に開通しました。

図表 2-2-35 中央環状新宿線の事業概要等

|      | ①西武池袋線以南<br>(目黒区青葉台四丁目～豊島区南長崎一丁目)  | ②西武池袋線以北<br>(豊島区南長崎一丁目～板橋区中丸町)  |
|------|--|---|
| 事業認可 | 平成3年3月11日 建設省告示第503号   | 平成6年3月18日 建設省告示第847号  |
| 延長   | 約8.7km   | 約1.7km  |
| 構造   | 地下式  | 地下式(一部掘割)、高架  |
| 車線数  | 往復4車線  |   |
| 設計速度 | 60km/h   |   |
| ランプ  | 4か所(区内1か所「池袋南出入路」:南長崎一丁目付近外回り出路、西池袋四丁目付近内回り入り路)  | 2か所(「池袋南第2出路」:西池袋四丁目付近、「高松入り路」:板橋区南町)   |
| 事業期間 | 平成3年3月11日～平成26年3月31日   | 平成6年3月18日～平成26年3月31日  |
| 施行者  | 首都高速道路公団   |   |
| 経緯   | 平成元年3月22日:都市計画案の公告・縦覧、環境影響評価書案の公示・縦覧<br>平成元年3月31日:都市計画案及び環境影響評価書案の地元説明会<br>平成2年6月15・19日:豊島区都市計画審議会諮問、答申<br>平成2年7月13日:東京都都市計画地方審議会諮問、答申<br>平成19年3月29日:事業計画変更<br>(延伸H19.3.31→H22.3.31)<br>平成20年7月15日:事業計画変更<br>(延伸H22.3.31→H26.3.31)<br>平成25年7月25日:事業計画変更<br>(延伸H26.3.31→H27.3.31)<br>平成27年2月12日:事業計画変更<br>(延伸H27.3.31→H28.3.31) | 平成3年12月16日:都市計画案の公告・縦覧、環境影響評価書案の公示・縦覧<br>平成3年12月18日:都市計画案及び環境影響評価書案の地元説明会<br>平成4年10月14日:豊島区都市計画審議会諮問、答申<br>平成4年12月18日:東京都都市計画地方審議会諮問、答申<br>平成19年3月29日:事業計画変更<br>(延伸H19.3.31→H22.3.31)<br>平成20年7月15日:事業計画変更<br>(延伸H22.3.31→H26.3.31) |

図表 2-2-36 首都高速中央環状新宿線路線概要図(豊島区南長崎～板橋区熊野町)

